

私は公明党を代表して、発議第7号安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書についてに関して反対の立場で討論をいたします。

さて、皆様方よくご存じの通り、戦前は国葬令が施行されていたことにより、皇族の逝去のほか、国家に偉功のあった太政官制における大臣経験者や首相経験者等の国葬が営まれ、大久保利通、岩倉具視や伊藤博文、山縣有朋、松方正義等の葬儀は国葬として執り行われています。

戦後はこの国葬令が廃止されたことにより、吉田茂元総理の葬儀を閣議決定により国葬として執り行った以外、歴代の首相の葬儀は、その時代の内閣の決議により様々な形態にて執り行われています。

その中で、今般本年7月参議院選挙活動中に凶弾に倒れた安倍晋三元首相の葬儀を国葬儀で執り行う閣議決定を行った旨の発表が岸田総理からあり、その決定に関して、政治的立場の異なる様々な方面から賛否両論の意見が示されていることも事実であります。

戦前の国葬は法律により国民全体が喪に服することが要請され、その通り喪に服する法律規定がありましたが、今回の閣議決定による安倍晋三元首相の国葬儀は国民全員に喪に服することを要請するような形態ではなく、この発議案に書かれているような憲法第19条の思想・良心の自由、内心の自由への侵害に当たるものではありません。

現在、1,700通を超える海外からの弔意のメッセージや安倍晋三元首相と親交のあった現職、元職を含め各国の要人が葬儀に参列する意向を示しており、外交上の儀礼の観点からも国葬の形式が望ましいものであり、また選挙期間中に凶弾に倒れたことに対しても、かつて板垣退助が暴漢に襲撃された時に発したと言われる言葉「板垣死すとも自由は死せず」の言葉どおり、民主主義は暴力に屈しない姿勢を改めて確認する機会でもあると思います。

以上の観点から、この発議第7号安倍晋三元首相の「国葬」中止を求める意見書については反対をいたします。